

第213回文化審議会文化財分科会議事要旨

開催日 令和2年4月13日（月）～17日（金） ※持ち回り開催

委員 薦田委員，島谷委員，佐藤委員，藤井委員，宮崎委員

1. 分科会長等の選任

文化審議会令第5条第3項の規定に基づき，島谷委員が分科会長に選任され，文化審議会令第5条第5項の規定に基づき，佐藤委員が分科会長代理に指名され，了承された。

2. 文化審議会文化財分科会運営規則等について

文化審議会文化財分科会運営規則，文化審議会文化財分科会の会議の公開について，文化審議会文化財分科会の審議手続基準，史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に関する文化審議会文化財分科会の審議手続基準，文化審議会における今後の運営方針について資料が配布された。

3. 専門調査会に属すべき専門委員の指名について

会長から，専門調査会に属すべき専門委員の指名がなされた。

4. 諮問・答申

①史跡等の現状変更の許可について（諮問・答申）

史跡等の現状変更の許可について，審議の結果，別紙のとおり答申がなされた。

②史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定について（諮問・答申）

史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定について，審議の結果，別紙のとおり答申がなされた。

5. 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準の制定について

史跡等における歴史的建造物の復元等の基準の制定について，審議の結果，決定がなされた。

4－①史跡等の現状変更の許可について（諮問・答申）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更 145件

4－②史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定について（諮問・答申）

1件